

## ルーピンの里「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第 4677200067 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. 虐待の防止について	5
7. 身体拘束について	6
8. 秘密の保持と個人情報の保護について	6
9. 事故発生時の対応について	7
10. 苦情・相談の受付について	7
11. 第三者評価の実施について	7
12. 重要事項説明書付属文書	9

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
- (2) 法人所在地 鹿児島県肝属郡東串良町池之原 2077 番地 1
- (3) 電話番号 0994-63-0700
- (4) 代表者氏名 理事長 福留 利郎
- (5) 設立年月 平成 6 年 5 月 20 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 12 年 2 月 15 日指定  
鹿児島県 4677200067 号  
※当事業所は介護老人福祉施設ルーピンの里に併設されています。
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人福寿会が開設する、デイサービスセンタールーピンの里(以下「事業所」という。)が行う、指定通所介護事業(以下「事業」という。)は、居宅要介護者(以下「利用者」という。)について、通所により事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練等の適切な介護サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター ルーピンの里
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県肝属郡東串良町池之原 2077 番地 1
- (5) 電話番号 0994-63-0700
- (6) 事業所長(管理者)氏名 前原 芳智
- (7) 当事業所の運営方針\*別紙の通り
- (8) 開設年月 平成 7 年 6 月 1 日
- (9) 利用定員 35 人
- (10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- [介護老人福祉施設] 平成 12 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200059 号
- [介護予防短期入所生活介護] 平成 18 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200059 号
- [介護予防通所介護事業] 平成 18 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200067 号
- [訪問介護事業] 平成 12 年 3 月 28 日指定 鹿児島県 4677200109 号
- [介護予防訪問介護事業] 平成 18 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200109 号
- [居宅介護支援事業所] 平成 12 年 1 月 27 日指定 鹿児島県 4677200034 号
- [認知症対応型共同生活援助事業] 平成 15 年 4 月 20 日指定 鹿児島県 4677200117 号
- [認知症対応型共同生活援助事業] 平成 15 年 10 月 28 日指定 鹿児島県 4677000111 号

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域 東串良町、大崎町、肝付町、鹿屋市、志布志市

(2) 営業日及び営業時間 (令和7年5月30日 改定)

営業日	月曜日 から 土曜日
受付時間	月～土 8:00～17:15
サービス提供時間	月～土 9:20～16:30

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 事業所長 (管理者)	1名	1名
2. 介護職員	5名	5名以上
3. 生活相談員	1名	1名以上
4. 看護職員	1名	1名以上
5. 機能訓練指導員 (理学療法士)	1名	1名以上
6. 調理員	1名 (兼務)	1名 (兼務)
7. 運転手 (介護職兼務)	1名	1名以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数 (例：週40時間) で除した数です。  
 (例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、  
 $1名 (8時間 \times 5名 \div 40時間 = 1名)$  となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 8:30～17:45 原則として職員1名あたり利用者5名のお世話をします。
2. 生活相談員	勤務時間 8:30～17:45 ☆原則として1人以上の生活指導員を配置します。 ・ご利用者の日常生活上の相談援助を行うとともに、 利用申込に係る調整、通所介護計画の作成などを行います。
3. 看護職員	勤務時間 8:30～17:45 原則として1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	勤務時間 8:30～17:45 原則として1名の機能訓練指導員が勤務します。

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養及びご契約者の身体の状態並びに嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。  
（食事時間） 11:40～12:10

②入浴

- ・入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。

③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、自立した日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額と食事に係る標準金額（自己負担額）の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

標準料金表 ※一割負担を例示しております

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 6,580円	要介護度2 7,770円	要介護度3 9,000円	要介護度4 10,230円	要介護度5 11,480円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,922円	6,993円	8,100円	9,207円	10,332円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	658円	777円	900円	1,023円	1,148円

各種加算

4. 入浴介助加算 I 40単位	40円/日
---------------------	-------

4. 中重度者ケア 体制加算 45 単位	45 円/日
6. 認知症加算 60 単位	60 円/日
7. サービス提供体制 強化加算Ⅱ 18 単位	18 円/日
サービス提供体制 強化加算Ⅰ 22 単位	22 円/日
8. 介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	介護サービス利用費合計×9.2%…Ⅰ

＜ 令和7年4月1日 改定 ＞

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）\*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1食あたり 550 円

給食を（希望する・希望しない）

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・その他の費用は、利用月ごとに計算し、ご請求しますので、請求月の翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない場合、利用日数に基づいて計算した額とします。）

①窓口での現金支払
②下記指定口座への振込 鹿児島興業信用組合大崎支店 普通預金 口座番号 0981333 口座名 社会福祉法人 福寿会 デイサービス 理事長 福留 利郎
③口座引落（口座振替） 毎月20日（振替日が土日祝日の場合は、翌営業日） ※事前に口座振替依頼書の提出が必要となります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	福留 利郎
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

※各市町村相談窓口

東串良町	福祉課福祉係	☎ 0994-63-3013
東串良町	地域包括支援センター	☎ 0994-63-0930
大崎町	保険福祉課介護福祉係	☎ 099-476-1111
大崎町	地域包括支援センター	☎ 099-471-7828
鹿屋市	高齢福祉課地域包括ケア推進係	☎ 0994-31-1116
肝付町	福祉課福祉推進係	☎ 0994-65-8413
肝付町	地域包括支援センター	☎ 0994-65-8419
志布志市役所	志布志市健康長寿課	☎ 099-472-1111
志布志市	地域包括支援センター	☎ 099-472-1111

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報について</p>



志布志市 健康長寿課	所在地 志布志市有明町野井倉 1756 電話番号 099-472-1111 Fax 099-472-2281 受付時間 (月～金) 9:00 ～ 17:00
鹿児島県 くらし保険福祉部 高齢者生き生き推進課	所在地 鹿児島市鴨池新町 10-1 電話番号 099-286-2687 Fax 099-286-5554 受付時間 (月～金) 9:00 ～ 17:00
大隅地域振興局 地域保健福祉課	所在地 鹿屋市打馬 2-16-6 電話番号 099-452-2122 受付時間 (月～金) 9:00 ～ 17:00
鹿児島県 国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 鹿児島市鴨池新町 7-4 電話番号 099-206-1028 受付時間(月～金) 9:00 ～ 17:00
福祉サービス運営適正化委員会 (鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部内)	所在地 鹿児島市鴨池新町 1-7 電話番号 099-286-2200 Fax 099-257-5707 受付時間(月～金) 9:00 ～ 17:00

### 1 1. 第三者による評価の実施状況

- ・鹿児島県福祉サービス第三者評価の実施・結果の公表 なし
- ・その他の機関による第三者評価の実施・結果の公表 なし

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

※令和 3 年度介護報酬及び基準改定に伴う文書簡略化等に鑑み、記名（印字、ゴム印又は代筆）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印を省略とします。

デイサービスセンタールーピンの里

説明者職名 管理者 氏名 前原 芳智 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意し、当該説明書の交付を受けました。

利用者住所 氏名 印

家族住所 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和 7 年 4 月 1 日 改正

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 212.01 m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境

緑豊かで静かな環境にあります。国道近くに面し、交通の利便性や行政機関、病院近くにありま。又、日当たりも良く利用者に於いてはよい環境にある施設です。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活指導員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

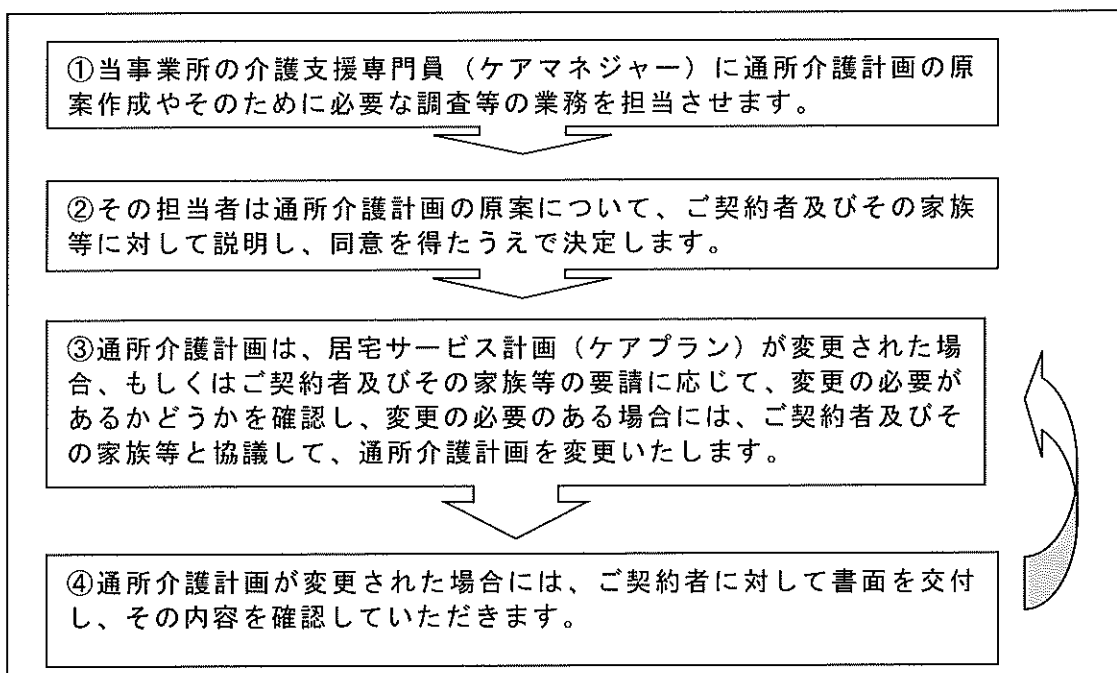
1名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員(理学療法士)を配置しています。

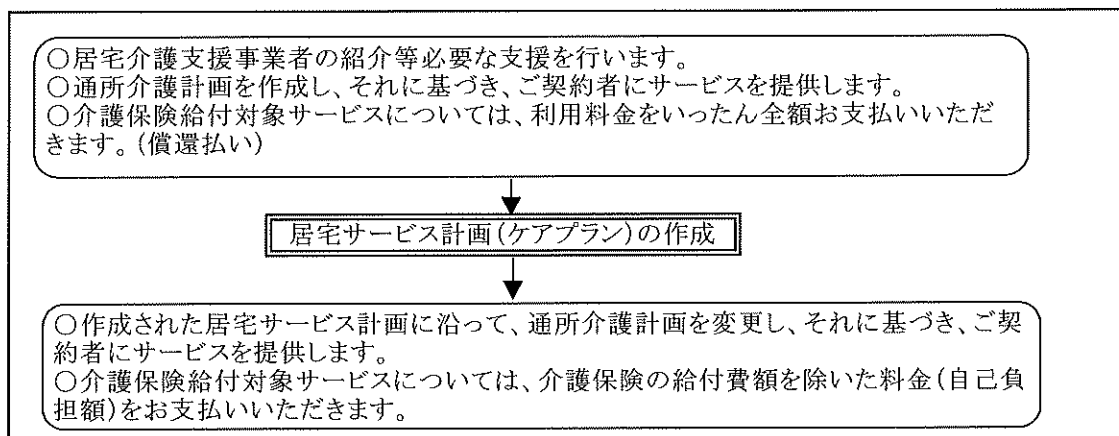
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

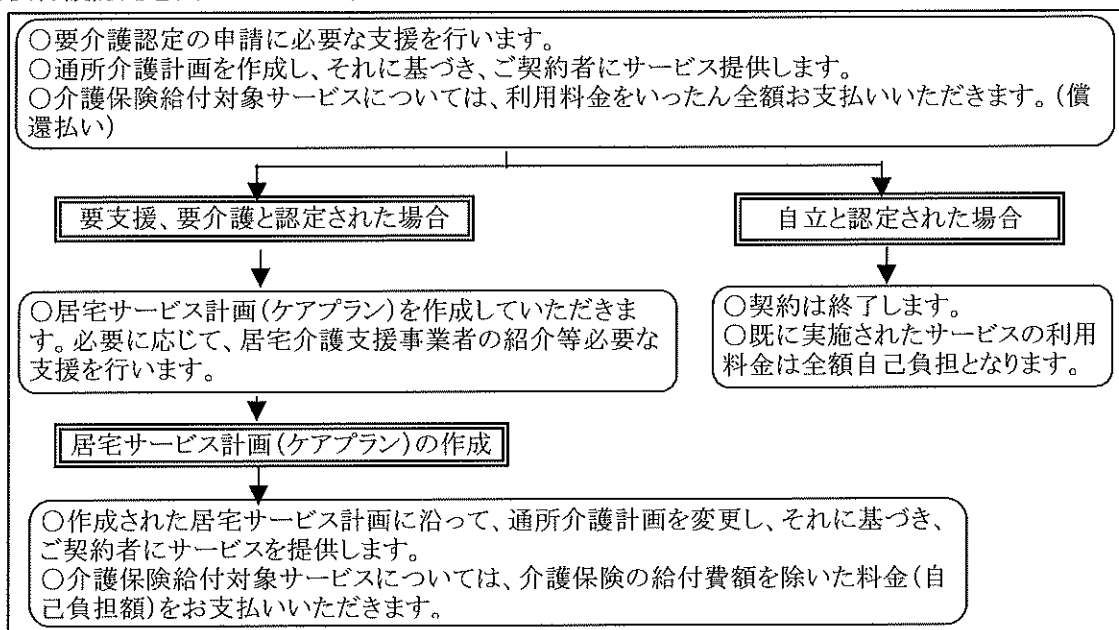


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。